

福岡県公報

平成21年6月22日
第2981号

目次

告示(第1051号 - 第1053号)

公共測量の終了	(県土整備総務課)	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	1
選挙管理委員会			
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	2
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	2
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	2
公安委員会			
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	3

告示

福岡県告示第1051号
測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(2級基準点測量、座標変換)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市赤間西地区	平成21年3月31日

福岡県告示第1052号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成20年5月福岡県告示第767号八女都市計画下水道事業八女市公共下水道(八女市施行)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
八女市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
八女都市計画下水道事業八女市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年12月25日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成20年福岡県告示第767号の事業地に次の区域を加える。
八女市 馬場 字破須輪及び字小枝の各字の一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1053号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土

調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
香春町	平成19年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	大字採銅所の一部	平成21年6月2日
糸田町	平成19年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	大熊の一部	平成21年6月2日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成21年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成21年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

81,967

福岡県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成21年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成21年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

749,719

福岡県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成21年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成21年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,358
北九州市小倉北区	49,769
北九州市小倉南区	57,780
北九州市若松区	23,694
北九州市八幡東区	20,624
北九州市八幡西区	69,760
北九州市戸畑区	17,323
福岡市東区	73,376
福岡市博多区	53,698
福岡市中央区	46,183
福岡市南区	65,852
福岡市城南区	32,813
福岡市早良区	55,579
福岡市西区	49,242
大牟田市・三池郡	39,604
久留米市	62,970
直方市	16,246

飯塚市	21,596
田川市	14,066
柳川市	10,771
甘木市	11,221
八女市	10,312
筑後市	12,872
大川市	10,670
行橋市	19,444
中間市	12,940
小郡市・三井郡	24,391
筑紫野市	26,516
春日市・筑紫郡	40,790
大野城市	24,614
宗像市	25,464
太宰府市	18,578
前原市・糸島郡	26,836
古賀市	15,345
糟屋郡	55,618
宗像郡	15,583
遠賀郡	26,747
鞍手郡	16,226
嘉穂郡・山田市	31,222
朝倉郡	13,497
浮羽郡	14,527
三潁郡	11,851
八女郡	14,620
山門郡	17,030
田川郡	24,715

京都郡	15,466
築上郡・豊前市	17,719

公安委員会

福岡県公安委員会告示第178号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成21年6月22日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年8月20日（木） から同年8月28日（金） までの間	午前9時30分から午後 5時30分まで（3日目 から6日目までの講習 については、午後4時 35分まで、最終日の講 習については午後0時 10分までとし、その後 修了考査を実施する。 ）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については休講とする。

3 受講定員

30名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間
平成21年7月21日（火）から同年7月24日（金）までの午前9時から午後5時45分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

- (イ) 4(2)に該当する者
合格証明書（1級）の写し
- (ウ) 4(3)に該当する者
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- (エ) 4(4)に該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(5)に該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- (4) 申込方法等
ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。
受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午後5時45分までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

47,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。
また、受講者は各講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時45分まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。